

# 医療費助成金制度

浜松市の医療費助成金制度は、平成16年12月1日に医療費助成制度が改正されました。

また、問い合わせ先が2007年度の区割りにより変更になっております。

助成制度名	改正事項	現行	改正後
乳幼児 医療費助成	通院の対象年齢	4歳未満	6歳以下の未就学児
	入院時食事療養 費の自己負担額	助成対象	助成対象外
	所得制限	制限なし	制限なし(市単独にて上乘せ)
母子家庭等 医療費助成	助成対象	18歳に達する日以後最初の 3月31日までの県内に住んで いる児童	20歳を迎える前日の属する月末まで (県外でも扶養・監護していれば可)
	入院時食事療養 費の自己負担額	助成対象	助成対象外
	申請・給付方式	償還払い方式 ・助成申請書を市役所窓口へ 提出	自動償還払い方式 ・受給者証を医療機関の窓口で提示 (助成申請書の提出は不要)
重度心身障 害者 医療費助成	申請・給付方式	償還払い方式 ・助成申請書を市役所窓口へ 提出	自動償還払い方式 ・受給者証を医療機関の窓口で提示 (助成申請書の提出は不要)
	入院時食事療養 費の自己負担額	助成対象	助成対象外
	年齢による制限	制限なし	65歳以上の新規障害者の入院医療費 は助成対象外(市民税課税世帯のみ)
	一部負担金の 導入	制限なし	1ヶ月・1医療機関につき500円を 自己負担金として助成額から減額

◎ 乳幼児・母子家庭の助成金問い合わせ先

中区: 中区社会福祉課 こども福祉グループ 457-2058

西区: 西区社会福祉課 こども福祉グループ 597-1157

東区: 東区社会福祉課 こども福祉グループ 424-0175

南区: 南区社会福祉課 こども福祉グループ 425-1463

北区:北区社会福祉課 児童福祉グループ 523-2893  
 浜北区:浜北区社会福祉課 こども福祉グループ 585-1677  
 天竜区:天竜区社会福祉課 児童家庭グループ 922-0023  
 ◎ 重度心身障害者の助成金問い合わせ先  
 中区:中区社会福祉課 障害給付グループ 457-2058  
 西区:西区社会福祉課 障害福祉グループ 597-1159  
 東区:東区社会福祉課 障害福祉グループ 424-0176  
 南区:南区社会福祉課 障害福祉グループ 425-1485  
 北区:北区社会福祉課 障害福祉グループ 523-3111  
 浜北区:浜北区社会福祉課 障害福祉グループ 585-1697  
 天竜区:天竜区社会福祉課 障害福祉グループ 922-0024

新設

小・中学生 医療費助成	助成の対象者	浜松市内にお住まいで、健康保険に加入している小・中学生		
	申請・給付方式	現物給付方式 ・受給者証を医療機関の窓口で提示 (助成申請書の提出は不要)		
	一部負担金	通院	1回	500円
		入院	1日	500円
			* 保険薬局では自己負担金は要りません。	
	助成対象外医療費	* 入院時食事療養費の自己負担額		
		* 母子家庭等医療費助成、重度心身障害者医療費助成の受給者		
		* 学校でのケガ等の場合スポーツ振興センターから給付が受ける場合		
		* 生活保護受給者		
			* 保険診療の対象ではない費用(文書料など)	
診療時間内受診	診療所	各診療所の診療時間内		
	二次救急病院	各病院が助成対象として指定する時間内 * 日曜、祝日、年末年始を除く		
	柔道整復施術所	午前9時から午後6時までの各施術所の営業時間内 * 日曜、祝日を除く		
	薬局	各薬局の営業時間内		
	夜間救急室、休診日の受診、時間外の受診は、助成の対象外です。			
注意	* 受給者証は浜松市外の医療機関では利用できません。			

浜松市小・中学生医療費助成制度 問い合わせ先

中区 053-457-2035

北区 053-523-2893

東区 053-424-0175

浜北区 053-585-1121

各区区役所 社会福祉課

西区 053-597-1157

天竜区 053-922-0023

南区 053-425-1463